

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況 及び関連データ

2015年9月24日
株式会社東京証券取引所

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

- コードは本年6月1日から適用開始済
 - 6月総会の会社から、総会終了後速やかに対応状況を開示(初年度は12月まで猶予)
- 本年8月末までに111社が開示済

【市場区分別の開示状況】

市場区分	会社数	コンプライ・オア・エクスプレインの対象
市場第一部	66社	全73原則 { 基本原則:5原則 原則 :30原則 補充原則:38原則
市場第二部	2社	
マザーズ	8社	基本原則:5原則
JASDAQ	35社	

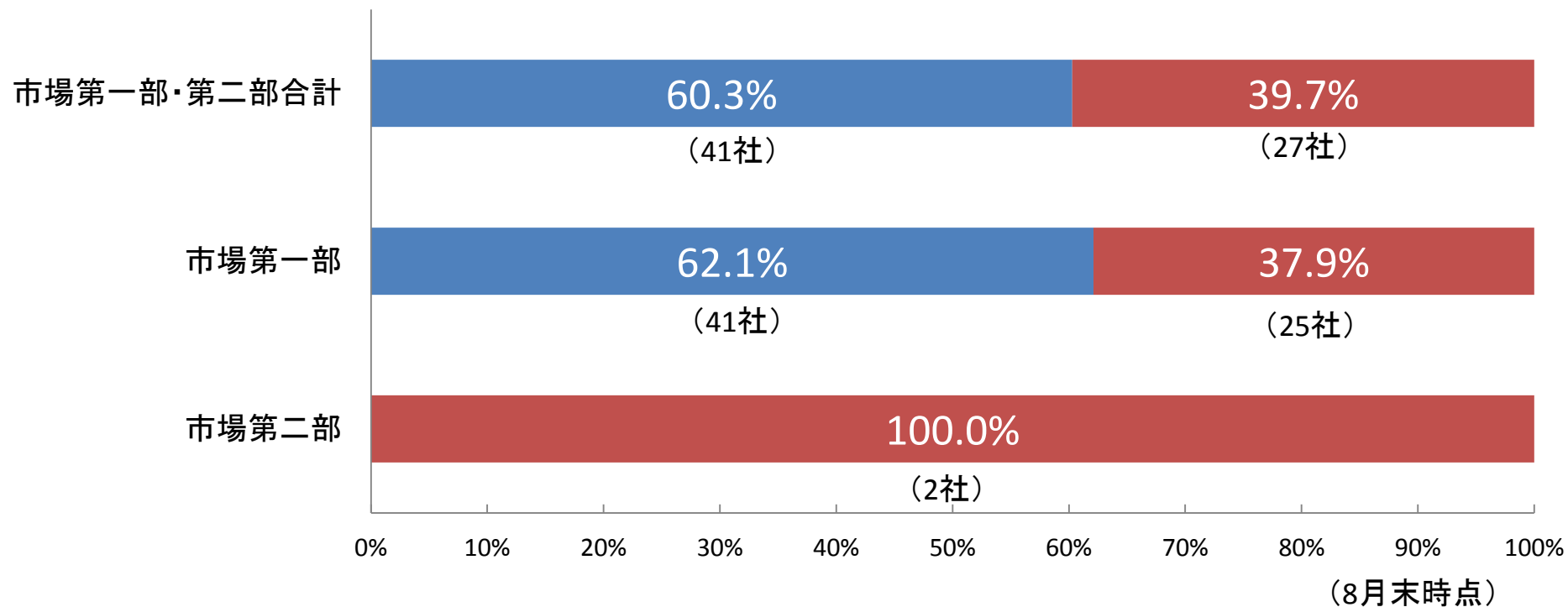
- 
- 以下では、市場第一部・第二部の68社について分析

会社別に見たコードの“実施”状況

- 市場第一部・第二部の68社のうち、
 - 全原則をコンプライ(“実施”)している会社 60.3%(41社)
 - 一部原則をエクस्पライン(“説明”)している会社 39.7%(27社)

【市場区分別の“実施”状況】

■ 全原則実施会社 ■ 一部原則説明会社



コードの原則ごとの“実施”・“説明”状況

➤ 73原則のうち、

- 全社が“実施”している原則 39原則
- 一部の会社が“説明”している原則 34原則

黄 全社実施原則

白 一部会社説明原則

(8月末時点)

No.	原則	“実施” 会社数	“説明” 会社数	“実施” 率
第1章				
1	基本原則1	68	0	100%
2	原則1-1	68	0	100%
3	補充原則1-1①	67	1	98.5%
4	補充原則1-1②	68	0	100%
5	補充原則1-1③	68	0	100%
6	原則1-2	68	0	100%
7	補充原則1-2①	68	0	100%
8	補充原則1-2②	65	3	95.6%
9	補充原則1-2③	67	1	98.5%
10	補充原則1-2④	59	9	86.8%
11	補充原則1-2⑤	67	1	98.5%
12	原則1-3	68	0	100%
13	原則1-4	65	3	95.6%
14	原則1-5	68	0	100%
15	補充原則1-5①	68	0	100%
16	原則1-6	68	0	100%
17	原則1-7	68	0	100%
第2章				
18	基本原則2	68	0	100%
19	原則2-1	68	0	100%
20	原則2-2	68	0	100%
21	補充原則2-2①	68	0	100%
22	原則2-3	68	0	100%
23	補充原則2-3①	68	0	100%
24	原則2-4	68	0	100%
25	原則2-5	68	0	100%
26	補充原則2-5①	67	1	98.5%

No.	原則	“実施” 会社数	“説明” 会社数	“実施” 率
第3章				
27	基本原則3	68	0	100%
28	原則3-1	63	5	92.6%
29	補充原則3-1①	68	0	100%
30	補充原則3-1②	66	2	97.1%
31	原則3-2	68	0	100%
32	補充原則3-2①	64	4	94.1%
33	補充原則3-2②	66	2	97.1%
第4章				
34	基本原則4	68	0	100%
35	原則4-1	68	0	100%
36	補充原則4-1①	67	1	98.5%
37	補充原則4-1②	66	2	97.1%
38	補充原則4-1③	65	3	95.6%
39	原則4-2	66	2	97.1%
40	補充原則4-2①	64	4	94.1%
41	原則4-3	68	0	100%
42	補充原則4-3①	67	1	98.5%
43	補充原則4-3②	68	0	100%
44	原則4-4	68	0	100%
45	補充原則4-4①	65	3	95.6%
46	原則4-5	68	0	100%
47	原則4-6	66	2	97.1%
48	原則4-7	67	1	98.5%
49	原則4-8	58	10	85.3%
50	補充原則4-8①	63	5	92.6%
51	補充原則4-8②	64	4	94.1%
52	原則4-9	67	1	98.5%

No.	原則	“実施” 会社数	“説明” 会社数	“実施” 率
53	原則4-10	67	1	98.5%
54	補充原則4-10①	61	7	89.7%
55	原則4-11	68	0	100%
56	補充原則4-11①	66	2	97.1%
57	補充原則4-11②	67	1	98.5%
58	補充原則4-11③	52	16	76.5%
59	原則4-12	67	1	98.5%
60	補充原則4-12①	67	1	98.5%
61	原則4-13	68	0	100%
62	補充原則4-13①	68	0	100%
63	補充原則4-13②	68	0	100%
64	補充原則4-13③	68	0	100%
65	原則4-14	68	0	100%
66	補充原則4-14①	67	1	98.5%
67	補充原則4-14②	65	3	95.6%
第5章				
68	基本原則5	68	0	100%
69	原則5-1	68	0	100%
70	補充原則5-1①	68	0	100%
71	補充原則5-1②	68	0	100%
72	補充原則5-1③	68	0	100%
73	原則5-2	67	1	98.5%

	全社 “実施”	一部 “説明”	“実施” 率
基本原則	5	0	100%
原則	20	10	66.7%
補充原則	14	24	36.8%

“説明”率が高い原則の例

➤ “説明”率が高い原則は以下のとおり

(8月末時点)

原則	内容	“実施” 会社数	“説明” 会社数	“説明” 率
補充原則 4-11③	取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示	52社	16社	23.5%
原則4-8	独立社外取締役の2名以上の選任	58社	10社	14.7%
補充原則 1-2④	議決権の電子行使のための環境整備(例:議決権電子行使プラットフォームの利用等)、 招集通知の英訳	59社	9社	13.2%
補充原則 4-10①	指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言(例:独立社外取締役を主な 構成員とする任意の諮問委員会の設置)	61社	7社	10.3%
原則3-1	以下の情報開示の充実 (i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、 (ii)コードの諸原則を踏まえた、ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続 (iv)経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名の方針と手続 (v)個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名についての説明	63社	5社	7.4%
補充原則 4-8①	独立社外取締役による客観的立場に基づく情報交換・認識共有(例:独立社外者のみを 構成員とする会合の開催)	63社	5社	7.4%
補充原則 3-2①	監査役会による外部会計監査人の選定・評価基準の策定、独立性と専門性を有している か否かについての確認	64社	4社	5.9%
補充原則 4-2①	中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定	64社	4社	5.9%
補充原則 4-8②	独立社外取締役による経営陣や監査役との連絡・連携体制の整備(例:互選による「筆頭 独立社外取締役」の決定)	64社	4社	5.9%

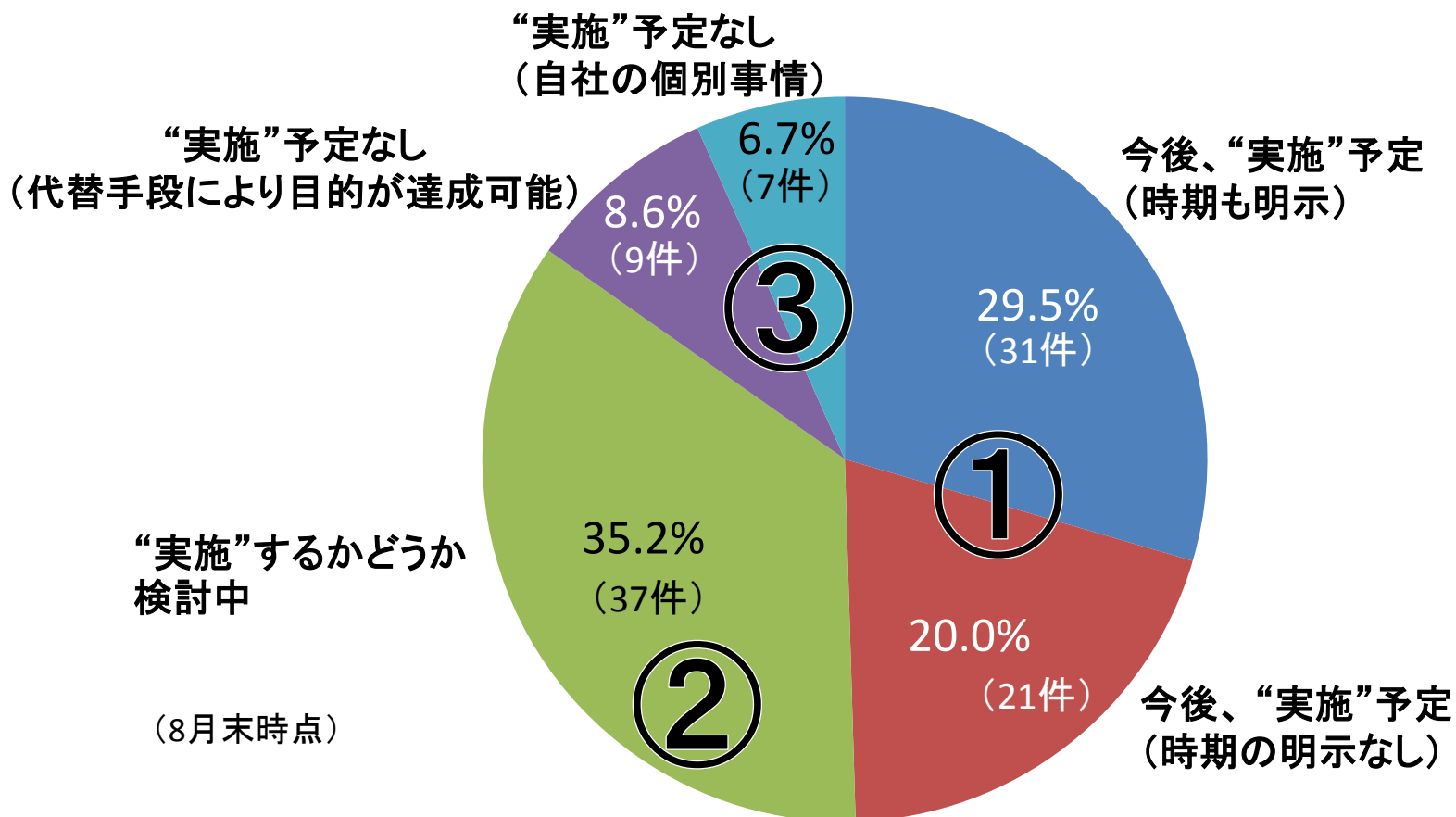
(注)“説明”率が5%を超える原則を抽出

“説明”の内容

➤ 34原則に対して、27社により、のべ105の“説明”が記載されている

【“説明”の内容による分類】

- ① 今後、“実施”の予定とする“説明”が50%程度
- ② “実施”するかどうか検討中とする“説明”が35%程度
- ③ “実施”予定なしとする“説明”は15%程度



“説明”の例

① 今後、“実施”予定とする例

➤ “実施”時期を明示する例

A社

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)

当社は、取締役会の実効性を高めるため、随時、必要な対応を図っております。各取締役の自己評価などを踏まえた分析・評価については、**2015年度から実施**することとし、その結果の概要は、2016年度に開示いたします。

➤ “実施”時期を明示しない例

B社

【補充原則4-1-3】(最高経営責任者等の後継者の計画)

「(B社)グループ理念」や具体的な経営戦略を踏まえて**現行のサクセッションプランを見直し、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で決定**します。

② “実施”するかどうか検討中とする例

C社

補充原則1-2-4

招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等に留意しつつ、**引き続き検討**して参ります。

D社

<原則4-8: 取締役会における社外取締役の比率に対する考え方およびその実現に向けた取り組み方針>

2015年6月末日現在、当社の取締役会は業務執行取締役3名と独立社外取締役3名の計6名で構成されており、取締役会における独立社外取締役の構成比率は50%です。

ただし、当社では、**少なくとも3分の1以上の独立社外取締役の選任を必要と考えるかどうかについて、ならびに必要と考える場合の取り組み方針について、現時点では結論を持つに至っていません**。取締役会における独立社外取締役の人数比率については、取締役会を監督機能に特化した機関として位置付けるのか、または業務執行機能の相当部分を担う機関として位置付けるのかの判断に直結する事項であると考えています。指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社のような委員会型の機関設計と、監査役会設置会社としての機関設計のどちらを採用するのかという議論にもつながるものであることから、**現在慎重に検討を進めています**。

当社としての見解・方針が定まった時点で、その内容をお知らせします。

“説明”の例(つづき)

③ “実施”予定なしとする例

➤ 代替手段により目的が達成可能とする例

E社

■補充原則4-1-2 中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ってその実現に向けて最善の努力を行うべき

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では**中期目標は公表しておりませんが**、経営会議が中期目標を含む中期全社方針書を定めるとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。**取締役会は**、経営会議が策定した中期全社方針書を決議するとともに、**進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督**することとしております。

➤ 自社の個別事情を理由とする例

F社

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の比率は1%未満)等を勘案したうえで、現時点においては**議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません**。今後、必要に応じての検討課題と致します。

G社

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、次の理由から「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置しないことといたします。

- ・「独立社外者のみを構成員とする会合」は、取締役のうち社外取締役の人数が少なく、当該意見が反映されづらい環境を是正するために有効と考えますが、**当社は社外取締役を4名選任しており、発言しやすい環境にある**と考えます。
- ・社外取締役はそれぞれ卓越した知見をもっており、それを個々に発揮することが求められていますが、**「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置することにより、ある種の共通認識が形成され、当該認識に対する反対意見を述べづらいなど、その独立性を弱める**可能性があります。
- ・社外取締役に対し、当社の重要会議の議事録・報告等を同じ分量・内容で提供し、個人によってばらつきが出ないようにすることで、認識の共有は十分に図られると考えております。

その他の記載

④ “実施”していない原則の理由の“説明”に加えて、“実施”している原則の全てについて、自社の具体的な“実施”の仕方を紹介している例

H社（抜粋）

【補充原則4-3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社では、取締役の評価及び取締役候補者の選任は、下記の通り、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「評価委員会」（委員長：社外取締役）が中心となり、毎年第3四半期に行う業務執行取締役同士の相互評価に基づき、公正かつ透明性の高い手続を行っています。

1) 取締役の相互評価

代表取締役以下、業務執行取締役が、各担当事業領域の「当期業務結果、期末見通し、次年度以降のビジョン」のプレゼンテーションを行い、次の評価項目に基づき相互評価を実施し、評価資料は評価委員長が回収・確認を行う。また、社外取締役による各取締役へのヒアリングを行う。

<評価項目>

・業務執行に係る評価項目

責任領域の定量評価、責任領域の定性評価、期中の適正な追加対策、他の役員からの助言組み入れ、組織鼓舞・適正な誘導、後進育成

・経営の監督・機能強化に係る評価項目

監督機能発揮、次なる経営前進に向けたビジョンの提示と論理性、取締役会・業務執行会議でのリーダーシップ、コンプライアンス・遵法への実践、経営全領域へのアイデアの提供・提言の実施、社外・ステークホルダーへの影響発信

2) 代表取締役による評価結果の検証

評価委員長は、評価結果を代表取締役に提出し、代表取締役は、その結果を踏まえて、各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の取締役としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、取締役の定年による退任の際は次期候補者等の検討を行う。

3) 評価委員会への検討結果の報告

代表取締役は、検討結果に基づく次期取締役体制案を評価委員会に説明し、評価委員会の同意を得る。
また、評価委員会の意見があった場合は、必要により次期取締役体制案の修正等を行う。

4) 次期取締役体制の取締役会への上程・決議

代表取締役は、評価委員会の同意を得た次期取締役体制案を取締役会へ上程し、決議を得る。

併せて、評価やヒアリングの集計結果の開示を行うとともに、後日、各取締役へ個人別の相互評価の通知を行う。

株式の政策保有の方針（開示）

- 政策保有をしていないとするものもあるが、保有を前提にその保有方針を示すものが大多数。
- 保有方針
 - ① 全体的な方針としては、原則不保有又は解消の方向性を打ち出すものがあるが、方向性を示さないものが大多数。
 - ② 個別の選別方針としては、総じて、経済合理性（※）で判断している
 - ※ その判断要素としては、総じて①取引関係強化による利益を掲げているが、②投資効率（配当、キャピタルゲイン、企業価値向上など）を考慮するとする例も多い。

➡ いずれの場合も、経済合理性がない株式の政策保有を続けることは困難に

<実例のご紹介>

1. 保有していない旨を宣言するもの

I社

当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有しておりません。

J社

政策保有株式の保有はありません。

※ 政策保有をしていない会社は、方針開示は不要とされているため、そもそも開示をしていない例もある

株式の政策保有の方針(つづき)

2. 原則不保有又は解消の方向性を打ち出すもの

K社

当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、**原則として、政策保有株式を保有いたしません**。保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

L社(※)

当社および当社の中核子会社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、**保有しないことを基本方針とする**。保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先および当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言う。上記各社は、保有する株式について、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行う。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有する。

※ 同社は、政策保有株式の保有意義検証プロセスについて、本年9月9日付で別途、公表している。

M社

近年、国際金融規制の強化やコーポレートガバナンス・コード導入など、政策保有株式を取り巻く環境は大きく変化しております。当社及びグループ銀行では、このような環境変化を踏まえ、株式保有リスクの抑制や資本の効率性、国際金融規制への対応等の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、政策投資目的で保有する株式の**残高削減を基本方針とします**。(中略)

なお、経済合理性の検証は、(M社)の株主資本利益率(ROE)目標を基準とした**総合取引RORAを目標値**として実施します。(中略)経済合理性については、検証対象全体を合計した総合取引RORAが目標値を上回っております。なお、個社別には約8割の取引先企業が目標値を上回っております。目標値を下回る約2割については採算改善を目指しますが、一定期間内に改善されない場合には売却を検討します。

※ RORAは、Return on Risk-Weighted Assetsの略で、金融機関が取っているリスクに対して収益をどれだけ上げているのかを示す指標

N社

当行では、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものをいわゆる政策保有株式とみなし、**保有しないことを原則としていますが**、取引関係の維持等、個別の取引状況に鑑み、新規取得及び保有する必要があると判断した上場株式については、所定の手続きに基づき取得及び保有の適切性を検証するとともに、(中略)開示しています。

株式の政策保有の方針(つづき)

3. 方向性は示さないものの、経済合理性を基準として選別するもの

〇社

純投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、**投資採算**という観点に立ち、投資先企業との**取引関係の維持・強化**による中長期的な収益の拡大につながるかどうかなど様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断します。また、純投資目的以外の目的で保有している上場株式のうち主要なものについては、保有の狙い及び合理性を検証し、定期的に取り締役会に報告します。

P社

当社グループは、**配当、キャピタルゲイン**の獲得以外に**取引を強化する目的で**、政策保有株式として、**取引先の株式を保有**しております。取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

Q社

原則として、事業運営観点で保有目的があると判断した取引先の株式については保有いたしますが、**取引関係の強化**によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権行使基準（開示）

- 投資先の企業価値向上に資するかという判断基準を導入している例が大多数
- 投資先企業の方針にも配慮するとする例もある

➡ いずれの場合も、無条件で会社提案に賛成することは困難に

<実例のご紹介>

1. 投資先の企業価値向上のみを判断基準とするもの

R社

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

S社

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

2. 投資先企業の方針にも配慮するとするもの

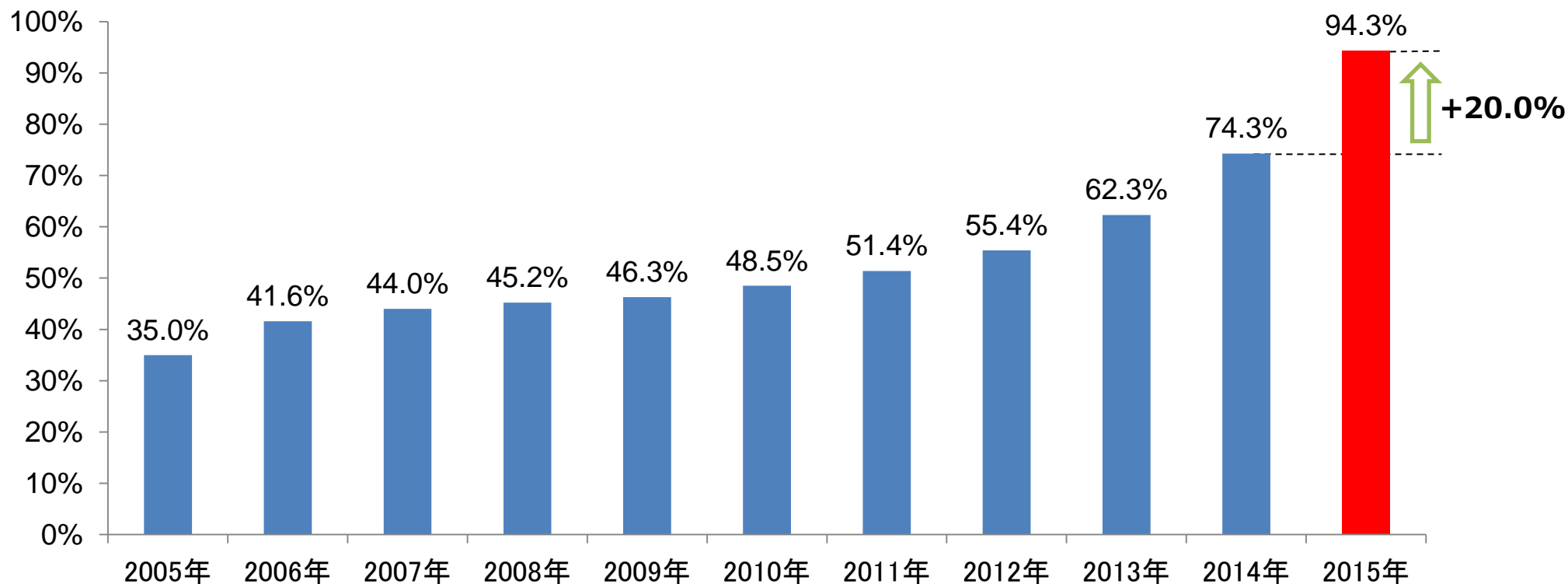
T社

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

社外取締役の選任

- 社外取締役を選任する上場会社(市場第一部)の比率は、9割を超え、94.3%に

【社外取締役選任上場会社(市場第一部)の比率推移】

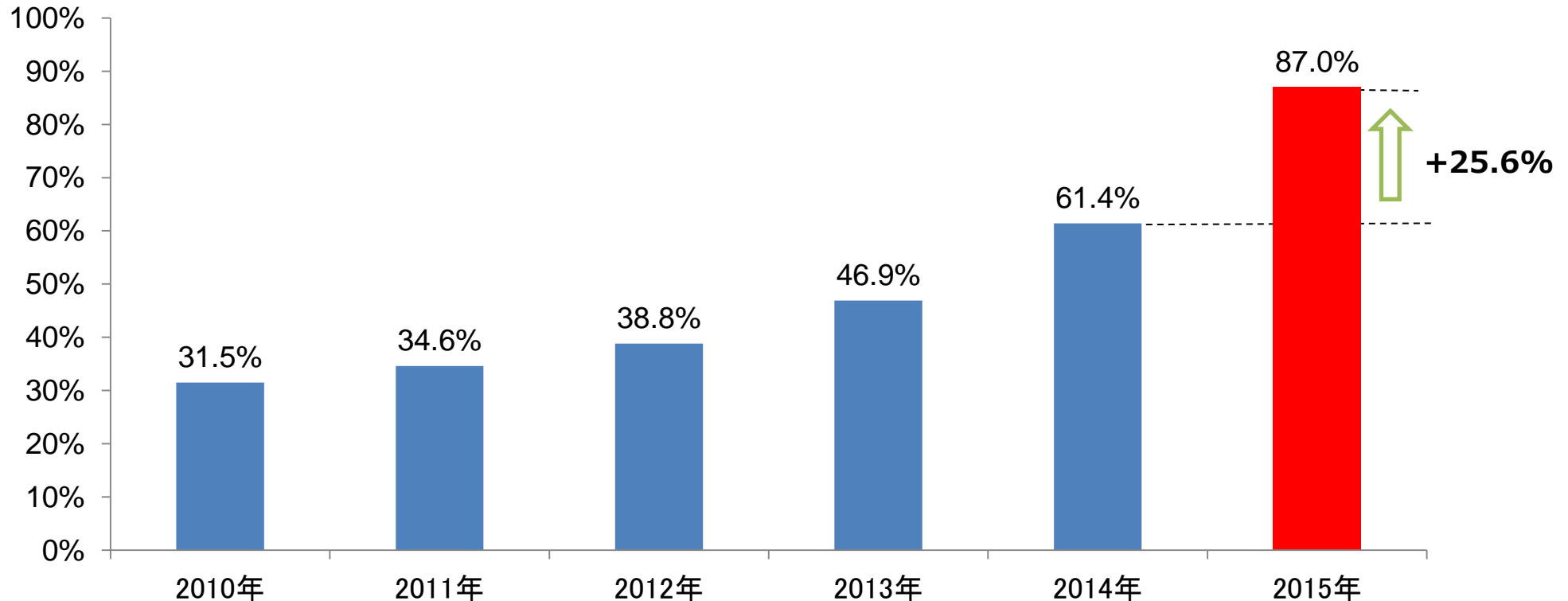


東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」(2015年7月29日公表)より

独立社外取締役の選任

- 独立社外取締役を選任する上場会社(市場第一部)の比率は、8割を超え、87.0%に

【独立社外取締役選任上場会社(市場第一部)の比率推移】

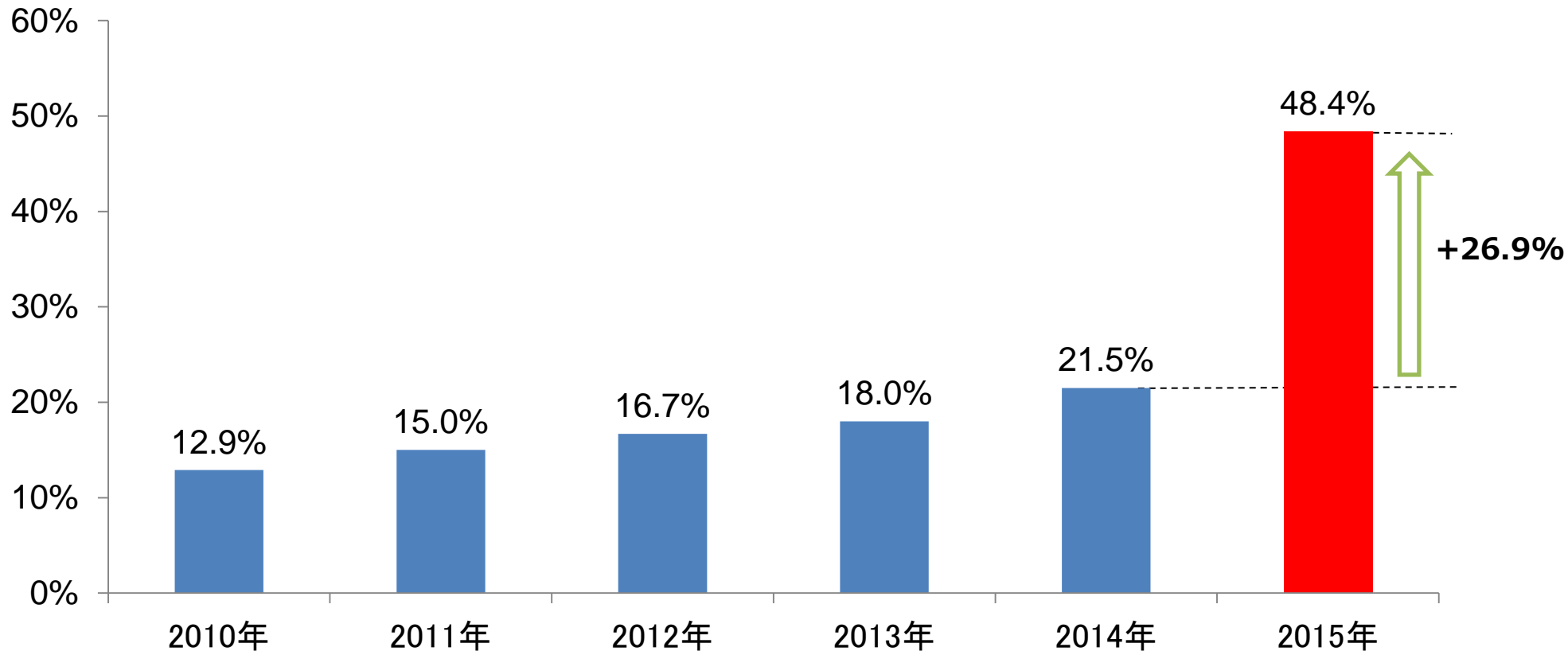


東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」(2015年7月29日公表)より

2名以上の独立社外取締役の選任

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社(市場第一部)の比率は倍増し、48.4%に

【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社(市場第一部)の比率推移】



東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>」(2015年7月29日公表)より